

産学連携における秘密情報管理運用マニュアル

(目的)

第1条 産学連携における秘密情報管理運用マニュアルは、産学連携における秘密情報管理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第5条に定める秘密情報の等級の指定、同第6条で定める秘密情報の管理及び同第8条で定める学生へのインフォームドコンセントを合理的に遂行するために必要な事項を定め、産学連携における秘密情報の適正な管理および活用を図ることを目的とする。

(秘密情報の指定)

第2条 ガイドライン第5条に定める秘密情報の等級指定については、秘密情報管理委員会等で、秘密情報の特定の方法や秘密等級の指定の基準を決定し、それに沿って各部局で運用ルールを定め、教職員が秘密情報の特定及び秘密等級の指定を行うものとする。

2 教職員は、企業から入手した秘密情報を、別紙1に定める秘密情報の等級指定のフローチャートに基づき、等級分けを行うものとする。

(秘密情報の等級ごとの管理)

第3条 ガイドライン第4条に定める秘密情報（レベル1、レベル2及びレベル3）を管理するに当たり、同第6条の秘密情報の管理の具体例として、秘密情報資料及び電子化情報の表示、アクセス制限、保管、複製、閲覧、配布、持出及び廃棄の方法等を別表1に定める。

(共同研究等に学生を参画させる場合のインフォームドコンセント)

第4条 教職員等は、共同研究等に学生を参画させる場合、学生の自主的な意思を尊重しつつ、別紙2に定めるフローチャートを参考にして、ガイドライン第8条に定める学生へのインフォームドコンセントを行うものとする。

(改廃)

第5条 このマニュアルの改廃は、秘密情報管理委員会において行うものとする。

以上